

東三河総合体育大会に係る複数校合同チーム参加規程

愛知県中小学校体育連盟東三河支部

愛知県中小学校体育連盟東三河支部は、今後運動部員の減少に伴い、大会参加が困難な学校に配慮し、以下の条件で複数校による合同チーム（以下「合同チーム」という。）の東三河総合体育大会への参加を認める。

1 合同チームとしての活動条件

合同チームとは、日常において計画的に学校の部活動として監督が指導し、各学校の教員が引率して練習していることが前提条件となる。

合同チームの監督は、いずれかの学校の校長・教員とする。

2 合同チームの編成の条件

（１）種目と人数の範囲

合同チームの編成は、個人の部を持たない団体競技種目に限定する。また、大会出場最低人数は以下の人数とし、これを下回った場合のみ合同チームを編成することができる。

・バスケットボール	５人	・サッカー	１１人
・ハンドボール	７人	・軟式野球	９人
・バレーボール	６人	・ソフトボール	９人
・弓道	３人		

（２）編成の組合せ

① （１）の条件に当てはまるチーム同士の合同チーム

② （１）の条件に当てはまるチームと出場最低人数を満たしているチームとの合同チーム
ただし、②で生じた合同チーム内で、出場最低人数を満たしているチームが単独チームとしても成り立つ場合、単独チームとしての出場はこれを認めない。

3 複数校合同の範囲

その範囲は、支所の範囲とし、２校間での編成とする。ただし、特別な事由によりこれに該当しない場合、市・町・村が大会事務局に申請し支部長・副支部長会において協議し、支部長、副支部長で決定する。

4 編成の手続き

（１）それぞれの学校間で校長が合同チームを編成することに合意した場合、当該校の校長はその旨を中小体連支所長に申請し、支所中小体連で協議の上、承認の可否を判断するものとする。

（２）承認した場合、中小体連支所大会参加申し込み書の写しを愛知県中小体連東三河支部に提出する。

5 その他

（１）チーム名については、合同する学校名を連記する。

（２）編成規程において問題が生じた場合はその都度見直しを行うものとする。

附則 この規定は、平成２０年４月１日より施行する。